

平成 29 年第 4 回定例会

*** 陳 情 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 37 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 7 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市原市議会への陳情に関する要綱を制定することについて

- (1)市長宛行政文書は、形式審査で問題なければ、收受するか否かを市長が判断せず收受している。
- (2)市原市議会議長宛陳情書は、形式審査で問題なければ、本件陳情者の陳情書では今まで收受するか否か市議会議長が判断せず收受されていた。
- (3)市原市議会事務局職員によると、本年 6 月議会より陳情書は、市議会議長が收受するか否かを判断するので、陳情書は一時預かりとし、同議長が收受するか否か判断しているとのことであつた。
- (4)行政文書では、收受後に要件審査で問題があれば却下とし、提出者に通知している。
- (5)市原市議会では、「收受」と「受理」の違いがわからず、收受の時点で受理の判断をしようとしていると思われる。受理のための調査に時間がかかるため、一旦收受すべきところ、おかしな処理をしている。
- (6)本来は、形式審査を通つた陳情書を受理するか否かを市議会議長が判断し、議会運営委員会へ回すものである。
- (7)市議会において、「議長が変わつたから」「議会事務局職員が変わつたから」と陳情書の事務処理が変わつてよいものではない。
- (8)そのためには、この事務処理の要綱の制定が必要であり、要綱の制定を求めることを陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 38 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 13 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 総務常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

プロポーザル方式により売却した市有財産での事業の検証を総務常任委員会がすることについて

- (1)平成 29 年 8 月に市原市は、五井駅西口の旧住友ビルの敷地・建物を、市原市で初めてのプロポーザル方式の入札で(株)新昭和、(株)あおぞら銀行へ売却した。
- (2)市原市は、敷地の所有権移転登記をしたが、建物については同登記をしようとしていない。建物の滅失登記は、建物の所有権登記の表示人しかできないから、所有権移転登記はしなければならない。さらに、市原市は、建物による損害の共済を解約しているから、建物により第三者に損害を与えた場合、その責任がとれない。所有権移転登記は過去に終了していなければならない。
- (3)家屋番号 24-4 の機械室は、外壁にアスベストが吹き付けられているが、除去のための必要な書類提出がなく足場が組まれ、違法な建物取り壊しがされているかのように見えた。(現在は、書類が提出されているが、市民に不安を与えた事実がある)
- (4)プロポーザル方式の提案書では、こじゃれ通り(赤道・青道ほか 1 筆)と市道 2276 号線は、ふれあい広場となっており、こじゃれ通りは、上記(1)の売却した敷地に移設されるとあった。(株)新昭和らは、こじゃれ通りと市道 2276 号線を、市原市から購入することになっていたとみなせる。
- (5)市原市長は、上記(4)の売却交渉をせず、こじゃれ通りが道路法の道路でないのに、こじゃれ通りの一部を市道 2276 号線として、取り壊し工事のため、市道 2276 号線全部の占用許可をし、市原警察署に道路交通法の市道 2276 号線全部の使用許可をさせた。
- (6)こじゃれ通りは、歩行者専用道路で、商工業振興課の行政財産であるから、占用許可は許されない。(現在、通行できない形で占用許可、使用許可が出ている)違法行為が公然と行われた。
- (7)(株)新昭和らは、こじゃれ通りと市道 2276 号線を取得しようとせず、取得のための金で、市道 2276 号線北隣りのファーム 51 の土地取得を交渉中とのことである。(伝聞)
- (8)市原市長は、(株)新昭和らに便宜をはかっているのはおかしい。
- (9)最近、市原市長は、住民訴訟の答弁で、住友 3 社からの無償譲渡は贈与だとした。将来プロポーザル方式の提案はどうでもいいという可能性がある。
- (10)総務常任委員会は、上記(1)の売るまでの検証だけでなく、売った後も(株)新昭和らが、事業完了するまで検証することを陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 39 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 16 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 経済環境常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市原市議会経済環境常任委員会が市原市長にこじゃれ通り売却を助言することについて

- (1)五井駅西口の旧住友ビルの敷地・建物はプロポーザル方式で㈱新昭和らに売却したが、その提案書でこじゃれ通りはふれあい広場にし、別の所に新こじゃれ通りを新設するとあった。
 - (2)こじゃれ通りの一部は、法定外公共物（赤道・青道）であるから、売却する場合、新たな土地の不動産登記（新地番を登記）し、代替地の提供を条件にしなければならない。
 - (3)現在こじゃれ通りは、商工業振興課の歩行者占用道路（行政財産）だが、きちんと境界を確定させ、正しい地積を算出し、不動産登記後に普通財産にしなければ売却できない。
 - (4)㈱新昭和らは、こじゃれ通りを買い取ろうとせず、買い取る金があるからと、こじゃれ通り西側のファーム 51 の土地の買収をしようとしている。（伝聞）
 - (5)家屋番号 24-4 の旧イトーヨーカド店舗を取り壊すために、㈱新昭和は取り壊し工事をする業者にこじゃれ通りを占用させ、こじゃれ通りを買い取らないことが明らかになっている（現在、市原市はこじゃれ通りの一部を市道 2276 号線だとして、道路法の占用許可をし、市原警察署に道路交通法の道路使用許可をだましてさせた）。
- こじゃれ通りは行政財産で、行政目的を失わせる取り壊し工事のための占用許可は許されない。このため、おかしな道路占用許可で買い取らず建物取り壊しがされようとしている。
- (6)こじゃれ通りの境界線は、隣地塀を削って設置とおかしな設置となっているから、境界の確認をきちんとしなければならない。このことも含め、現状のこじゃれ通りは普通財産にし、売却することを、市原市議会が市原市長に助言することを陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 40 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 16 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市原市議会の改正地方自治法第 242 条第 3 項への対応に関することについて

- (1)平成 30 年 4 月 1 日施行改正地方自治法第 242 条第 3 項により、現在の住民監査請求が提出された際の監査委員から長だけの通知が、議会にも通知されることとなる。この場合の議会とは、市議会議員全員一人一人に周知と同じことである。
- (2)国は、平成 29 年 6 月通知で、千葉県経由で市原市に周知させた。
- (3)市原市監査委員事務局は、市原市議会に上記 1 の対応をすることを求め、事前であるが、議会にも上記 2 以降通知している。
- (4)市原市議会は、上記(3)があっても対応について、検討しようとしていない。
- (5)市原市議会議員のうち、2 名は市原市監査委員でもあるから、上記(4)を市原市議会議長に申し入れもせず、3 回の通知があったことを隠蔽している。
- (6)法改正の目的は、長と監査委員が共謀し、住民監査請求を故意に却下・棄却しようとしても、議員全員も共謀することは考えにくいことから、地方公共団体内部で、おかしな行政の是正をさせ、何でも住民訴訟とさせないことにあると考えられる。
- (7)議員一人一人は、一般質問以外でもおかしな行政の是正をさせるための行動はできるし、住民も陳情の形でも、担当の常任委員会での調査を求められるが、さらに具体的に、議員一人一人に、おかしな行政の是正を求めているとも考えられる。
- (8)法に従い、市原市監査委員が議会に通知したら、市原市議会は、どのように市議会議員一人一人に周知させるか、要綱・要領の制定が必要かも含め、検討することを陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 41 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 21 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出を求めることについて

貴職におかれましては、日ごろからの市民の福祉増進へのご尽力に敬意を表します。

私たち年金者組合は、年金・社会保障制度の改善、文化レク活動や助け合い活動を通じて、「一人ぼっちの高齢者」をなくそうと、仲間の絆を深めながら奮闘しています。

さて年金は、2013 年から今年までの 4 年間で「特例水準」の解消で 2.5%削減され、「マクロ経済スライド」発動による 0.9%の削減、今年の 0.1%削減などで 3.5%も目減りしました。

さらに国は、「少子化」と「平均余命の伸び」を口実に、「マクロ経済スライド」で、今後 30 年間余も年金を減額しようとしています。マクロ経済スライドがこれまでより強化される年金制度改革関連法の「新ルール」の実施など、これからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃金や非正規雇用で働く若者が受給者になったときにも大変深刻な問題となります。さらに年金はそのほとんどが消費に回り、地域経済はもとより、自治体財政にも大きく影響します。年金支給開始年齢の引き上げも、老後の不安を一層拡大するとともに、年金離れをますます加速し、年金制度の空洞化など重大な後退を招くものです。

昨年の臨時国会で年金受給資格期間は 25 年から 10 年に短縮され、約 64 万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。「マクロ経済スライド」の撤回、「最低保障年金制度」の実現にも足を踏み出そうとしていません。

つきましては、こうした事態を打開するため下記の事項を実施するよう、国への意見書を採択されますよう陳情いたします。

記

- 1 「マクロ経済スライド」は廃止し、「年金制度改革関連法」（年金カット法）の年金額改定新ルールは実施しないで下さい。
- 2 年金支給開始年齢の引き上げはやめてください。
- 3 年金の隔月支給を「毎月支給」に改めてください。
- 4 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早期に実現して下さい。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 42 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 24 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 総務常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

人口減少・少子高齢化・財政難を克服するために人口減少対策として第一に優先させるべきは第 1 次産業の復活再生をさらに具体的にすすめていくことと、人口増対策を具体化させることについて

(1) 「市原市総合計画基本構想」より

2026 年のいちはらの人口ー目標人口ーひとが住み続けひとが訪れるまちへ
地域社会の活力の根源は、そこに住む「ひと」であり人口です。

活力ある地域社会が将来にわたって持続できるよう、2026 年に 27 万人の人口を維持することを目指します。観光やレジャー、学びやスポーツなど幅広い分野での新たな価値の創出が、周辺自治体、さらには国内外などとの多彩な交流を生み出し、2026 年に 500 万人が本市を訪れ交流することを目指します。

(2) 「統計いちはら第 4 号」(平成 29 年 10 月 2 日発行)より

「市原市総合計画変革と創造いちはらビジョン 2026」では、現状約 28 万人の人口が 2026 年には約 26.4 万人まで減少すると予測しています。ただし、この人口予測は、何も対策をとらない場合の数値です。このため、総合計画では、人口減少に歯止めをかけるため、魅力ある就業の場づくりや住み続けたい便利なまちづくりのための施策、出生率の向上を図るために結婚したい人の希望を叶え、子育てしやすい環境の整備のための施策等を展開し、人口 27 万人を維持することを目指しています。

(3) 『人口統計』より

	出生数	死亡数	自然増	転 入	転 出	社会増	増加人口	外国人
昭和 57(82 年)	3,330	1,104	2,226	13,554	10,424	3,130	5,356	
平成 07(95 年)	2,665	1,553	1,112	13,613	11,906	1,707	2,819	3,182
平成 08(96 年)	2,628	1,502	1,126	11,606	11,615	-9	1,117	3,337
平成 11(99 年)	2,510	1,750	760	10,437	11,239	-856	-96	3,885
平成 15(03 年)	2,428	1,801	627	10,107	10,741	-634	-7	4,754
平成 19(07 年)	2,253	2,102	151	9,810	10,061	-251	-100	5,193
平成 20(08 年)	2,195	2,235	-40	9,662	9,888	-226	-266	5,115
平成 27(15 年)	1,926	2,623	-697	9,640	9,586	54	-643	4,784
平成 28(16 年)	1,995	2,673	-678	9,383	9,309	74	-604	4,884

(4) 「産業白書」より 産業別就業人口推移

平成 12 年		平成 17 年		平成 27 年	
総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比

第一次産業	3,687	2.70	3,478	2.59	2,196	1.74
第二次産業	46,258	33.87	42,271	31.51	35,789	28.30
第三次産業	82,957	60.73	83,947	62.59	80,097	63.31
分類不能の産業	3,691	2.70	4,434	3.31	8,414	6.65

(5) 『産業白書』より市原市の土地利用 土地の地目別面積 (㎡)

	平成 15 年	比率	平成 19 年	平成 28 年	比率	H15 と H28 の差
総数	368,200,000	100.000	368,200,000	368,170,000	100.000	+110,000
宅地	53,265,074	14.466	53,954,711	56,171,302	15.251	+2,906,228
田	50,188,068	13.631	49,130,191	42,960,787	11.664	-7,227,281
畑	27,669,952	7.515	27,046,815	23,670,518	6.427	-3,999,434
山林	90,632,406	24.615	93,228,494	82,872,156	22.501	-7,760,250
原野	8,567,582	2.327	8,921,373	9,330,273	2.533	+762,691
池沼	45,785	0.012	204,941	258,516	0.070	+212,731
牧場	7,326	0.002	17,673	17,459	0.005	+10,133
雑種地	32,549,764	8.840	28,596,359	29,717,547	8.069	-2,832,217
その他	105,274,043	28.592	107,099,443	123,311,442	33.480	+18,037,399
合計				368,310,000	(140.000)	

(6) 「市原市人口ビジョン」より

①市原市生産年齢人口 (15~64 歳)

平成 02 年	183,369
平成 07 年	203,359
平成 12 年	204,754
平成 17 年	199,990
平成 22 年	189,732
平成 27 年	174,827

②流出の状況

平成 22 年時点での市の常住地就業・通学者約 139,000 人の通勤・通学先は、市原市内が約 79,000 人(56.6%)で市外が約 56,000 人(40.1%)となっています。市外への通勤・通学者の主な通勤・通学先は、千葉市が約 22,000 人(16.0%)で最も多く、次いで東京都が約 10,000 人(7.2%)です。平成 12 年の常住地就業・通学者は約 155,000 人で、10 年間で 16,000 人減少しており、市内が約 23,000 人の減少に対し、市外は約 2,800 人の増加となっています。東京都が約 2,100 人減少、千葉市が約 900 人の減少、袖ヶ浦市が約 500 人増加となっています。

③地域別人口移動状況

平成 28 年の住民基本台帳によると、市内 10 地区のうち、人口が増加した地区は 3 地区あり、最も増加したちはら台地区で 890 人、辰巳台地区で 114 人、市津地区で 107 人増加しました。また、人口が減少した地区は 7 地区あり、最も減少した南総地区で 551 人、市原地区で 344 人、

三和地区で 242 人、姉崎地区で 212 人、加茂地区で 150 人、有秋地区で 138 人、五井地区で 78 人減少しました。人口が増加した地区は北東部に集中しており、これ以外の地区では人口が減少していることがわかります。

(7)「市原市産業振興ビジョン」より

国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを国家戦略として目指すこととし、本市でも平成 28 年(2016)3 月に創生法に基づく本市独自の戦略として「市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合戦略事業を展開するなど、策定時にはなかった新しい事業が展開してきたところです。

農林業のポテンシャルの活用

農業・商業・工業・観光が連携して新しい産業(ビジネス)が生まれるまち

今後は、消費者のニーズに合致した付加価値の高い農産物を生産すると共に、加工・流通・販売まで一貫した体制が取れるよう、6 次産業化の推進が必要です。先進的な農業技術等を導入した意欲的な取り組みを行うものに対して、その設備投資や調査・研究活動に要する費用を支援し、その技術を市内農業者に広く普及・拡大させます。

(8)「市原市農林業振興計画」より

これまで本市では、「改訂市原市総合計画」を踏まえ、2006 年 8 月に「市原市農林業振興計画」を策定し、農林業の活性化に向けた各種施策を展開してまいりました。この間、社会経済情勢は大きく変化し、生産者の高齢化や農産物価格の不安定化、有害鳥獣被害の拡大、耕作放棄地の増加など、農林業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。こうした状況に強い危機感を持つとともに、大きく変化する農林業環境を変革へのチャンスと捉え、果敢に挑戦することが必要です。そこで、本市が有する多彩な地域資源を最大限に活用し、生産者や農林業組織・団体、消費者(市民)など本市の農林業に関わる全ての力を融合させた市原力により、本市の農林業の未来を切り開くため、今後 10 年先を見据えた「市原市農林業振興計画」を策定いたしました。

第 4 章 将来像実現に向けた施策の展開

戦略 1 担い手の育成

農業技術と経営感覚を兼ね備えた多様な担い手育成を図る指導・支援体制を確立します。

戦略 2 収益性の高い農林業の推進

試験栽培研究や次世代農業による高付加価値化やビジネスモデルの創出、販路拡大など、将来を見据えた収益性の高い農林業を推進します。

戦略 3 農林業環境の整備

優良農地の集積・確保、中山間地の保全・維持など地域の特性を活かした「農林業環境」を整備します。

戦略 4 交流・連携の促進

新規に農林業に参入する企業と農家との連携や近隣市との共同研究、他業種との連携など各

種連携の促進や地産地消の更なる推進に取り組みます。

戦略5 魅力の発掘・発信

安全・安心で新鮮な農産物の安定生産と農林業の魅力の発掘・発信や地場農産物PRによる消費の拡大に取り組みます。

(9) 農林水産業費歳出決算額の推移

「財政白書」「主要な施策の成果」「産業白書」「決算の概要 28年度」(千円)

	決算額	構成比	農業振興費	農業産出額	林業振興費	水産振興費	畜産業費	里山推進費
12	1,431,700	1.792		1,474				
13	1,378,096	1.698		1,299				
14	1,586,340	1,961		1,255				
15	1,226,036	1.427	132,316	1,343	61,103	2,279	19,705	205
16	1,105,037	1.318	92,996	1,256	51,466	1,770	13,665	159
17	1,042,790	1.308	83,556	1,215	47,544	1,572	22,259	2,232
18	1,126,826	1.411	81,307	1,203	44,913	1,400	31,798	1,993
19	1,117,180	1.381	158,952		44,101	1,274	5,761	1,638
20	1,062,891	1.286	8,226		37,477	1,498	15,121	1,669
21	976,639	1.113	84,784		38,232	1,285	6,246	1,239
22	945,041	1.169	95,987		30,750	1,330	6,321	740
23	920,455	1.111	105,966		21,085	1,428	5,780	200
24	867,792	1.037	101,658		20,821	1,408	13,545	488
25	867,225	1.006	122,832		19,395	1,315	4,423	544
26	1,120,131	1.309	343,126	948	20,859	1,296	8,900	362
27	95,233	1.083	164,887	984	20,347	1,282	4,674	527
28	1,167,849	1.3	218,562		18,017	1,218	3,482	567
29	1,211,100	1.3	252,936		21,714	1,348	4,207	900

(10) 「農林業振興計画」より (㎡)

① 経営耕地面積・耕作放棄地面積

17	3,288	1,227
22	3,208	1,310
27	2,809	1,446

② 農家戸数

02	7,597
07	6,623
12	5,617
17	4,959
21	4,434

(11)まとめ

- ①掲げられている「言葉」は、どれもこれも問題はありません。
- ②「人口減少」の「要因」と「原因」にメスを入れ対策を講じているというのであれば、それは予算に反映されなければなりません。「この人口予測は、何も対策をとらない場合の数値」というのであれば、予算に反映されなければなりません。
- ③「人口減少」に対応して「2026年に27万人の人口を維持」というのであれば、「出生数・死亡数・自然増・転入・転出・外国人」の実態を踏まえた対策を具体化しなければなりません。それは予算に反映されなければなりません。高齢化社会を反映して「死亡数」はやむを得ないとしても、「出生数」を増やし、「転出」を減らし、「転入」を増やすこと、しかも「外国人」の方々にどのようなご協力をいただくか。さらに言えば、「人口減少の著しい農村部」には、どのように人口を増やしていくのか。その最大のカギは中間産地＝地目の再生復活のために、どのように人間を呼び込むのか。予算に反映されなければなりません。
- ④ところが、農林水産業費はどうなっているか。「つくる農業予算」となっているか。農業で飯が食える対策はできているか。
- ⑤「観光振興」などで「里山」が叫ばれていますが、その対策は予算から見て、どのような実態になっているか。
- ⑥養老川を水産資源として位置付けて観光振興を発展させていくというのであれば、このような予算でよいか。
- ⑦この間の第一次産業の衰退が、市原市の矛盾の大きさを深刻なものにしていることをどのように位置づけるか。予算を見る限り、人口減少・少子高齢化・財政難対策は、極めて問題ありと言わざるを得ません。
- ⑧「農業・商業・工業・観光が連携して新しい産業」「消費者のニーズに合致した付加価値の高い農産物を生産すると共に、加工・流通・販売まで一貫した体制が取れるよう、6次産業化の推進」というのであれば、従来の延長線上の予算編成をしていたら、口だけになることは一目瞭然です。
- ⑨ところが、現在推進しているのは「行財政改革」の名の下に、「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」「市原市学校規模適正化基本方針」「市原市公共資産マネジメント推進計画」「都市計画マスタープラン・立地適正化計画」など「JR3駅」を中心として「拠点」を加えたまちづくり」が中心です。
- ⑩「まち」を取り囲む広大な田畑・中間産地をどのように生かしていくか、全市民的議論はほとんどなされていません。これは、上記の資料をみれば、この間のレールを敷いたことと同じことを踏襲しながら人口減少・少子高齢化・財政難の道をひたすら運転するようなものと言わざるを得ません。従来型の予算編成ではなく、地産地消・地域循環型経済の発展・限界集落化した地域の再生復活こそ、市原の再生となるでしょう。そのための方策は市民力を使って解決できると確信しています。

⑪「誘導」というのであれば、この間衰退してきた地域・産業に光を与え、そこに「しごと・もの・ひと」が集まるような「誘導」を構築しなければなりません。しかし、現在推進している施策は、逆です。違うというのであれば、具体的に示していただきたいと思います。「将来像実現に向けた施策の展開」に対する保障である「予算」は大丈夫か、などなど、具体的にご指摘いただきたいと思います。

つきましては、以下のとおり陳情します。

- ①第一次産業の復活再生に向けて全市的に議論を巻き起こす。
- ②第一次産業から第6次産業化に向けた具体的な予算の方針と計画を策定する。
- ③「人口減少」の著しい地域の復活再生に具体的に対応するための予算編成と人口増計画＝誘導計画を策定する。
- ④以上のための歳入予算、とりわけ自主財源については、付加価値を高めることとリンクして歳入増をはかるようにする。
- ⑤住民負担を課すことは、市原力を閉塞・沈滞させることは、消費税を見れば一目瞭然であり、住民の購買力を高めることで、また地産地消・地域循環型経済の発展によって、地域の業者・農家が儲かることを追求する中で歳入を増やすようにする。
- ⑥市政の事業によって使われる税金の回転が、市の歳入に戻ってくるような税金の使い途を構築し、検証できるように態勢を整備する。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 43 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 24 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 総務常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市原市におけるまちづくり・地域づくりに「市原力・市民力」を有効に引き出すために、いわゆる「まちづくり条例」の制定を求めることについて

(1)現在本市では、「まち・ひと・しごと創生」に基づいて「市原市総合計画」が策定され、各分野の「実施計画」の策定と、それを具体化していくために予算が計上され、市政が推進されています。しかし、これについては、「いちほら未来会議」「市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング」「パブリックコメント」などが実施されましたが、自治会を中心として各地域住民の意見を集約するという点では、課題が残りました。

(2)この間実施された「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」「市原市学校規模適正化基本方針」「市原市観光振興ビジョン」「市原市産業振興ビジョン」「市原市農林業振興計画」、そして現在進められている「市原市公共資産マネジメント推進計画」「都市計画マスタープラン・立地適正化計画」などについても、パブリックコメントや説明会、懇談会が実施されてい

ます。

(3) 上記のそれぞれについて、附属機関の会議や説明会、懇談会、パブリックコメントに参加してきましたが、住民参加の少ないことが、どこでも指摘されています。市長が繰り返し強調している「市民力」という点で、課題が大きいことがわかります。

(4) 「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」に関しては、説明会や市長への面会、市議会への請願・陳情など、子育て世代の参加が多かったように思います。これは、身近な問題については、参政権を行使する住民が存在していることを示した貴重な経験でした。

(5) しかし、総じて市原市の各地域を基盤にした意見集約のシステム化が不十分なために市政に対する住民参加は、極めて厳しいものがあることも、また事実です。主な問題点を整理してみますと、以下のようになります。

①「説明会」「懇談会」においては、市の説明に多くの時間が費やされている。

②住民の意見を出し合う時間が少ない。

③意見の違いをすり合わせるための討論になっていない。

④パブリックコメントも一方通行になっている。

⑤附属機関に参加しているそれぞれの組織の代表者の方々は、自らの組織に戻って、提起されている当局の方針について、説明し意見交換し議論しているか、不明。

⑥それぞれの「計画」「方針」について、住民が、学習する場が確保されていない。

⑦附属機関の傍聴や説明会などへの各議員の参加が少ない。

⑧市議会基本条例に基づく議員との懇談会も開催されていない。

⑨市長参加の懇談会も少ない。

⑩住民に知らせる機会が少ない。

⑪現役の勤労者は多忙なために企画などの見落としが多い。

⑫町会も町会員も多忙で市政についてじっくり意見交換をする時間が取れない。

(6) 以上の問題点を解決していくための最大の保障は、住民が地域で生活する際に感じているさまざまな要望を集め、政策化する取り組みに住民自身の参加を貫くことです。

(7) 目標は、安心安全の住みやすいまちづくりに住民自身が参加できるようなシステムをつくることです。

(8) そのためには、広大な市原市を、かつてのような小さな共同体として、コンパクト化して捉え、各地域ごとの「まちづくり」を住民自身の責任で推進するシステムをつくることです。

(9) 「まちづくり」の基本は、各支所単位とするか、中学校区にするか、議論のあるところですが、姉崎・市原・五井・三和・市津・辰巳台・南総・加茂・有秋・ちはら台・国分寺台の各地区を基盤にした地域づくりをどのようにするか。これらの地域を基盤として地域住民の市原力・市民力を最大限生かした取り組みを構築することです。これこそが「コンパクトシティ」と言えます。

(10) 現在全国各地で取り組まれている「まちづくり条例」の制定を踏まえ、それらに基づく「まちづくり・地域づくり」を推進していくことを提案するものです。

(11)各地区の「まちづくり・地域づくり」には、それぞれの地区の特性を踏まえた組織づくりをしながら、それぞれの地域に即した「まちづくり条例」を制定して、「おらがまち」をつくることです。

(12)市と市議会は、これらの取り組みを最大限応援することです。

(13)もちろん、この取り組みは、地域エゴになるのではなく、「おらがまちの発展は市原の発展であり互いに助け合い貢献し合う」関係でなければなりません。

(14)その「まちづくり」で議論される基本は、今市原市が抱えている問題である、「人口減少・少子高齢化社会・財政難」を克服していくためには、どのような取り組みが必要か、その視点を忘れないようにすることが必要不可欠と考えます。

(15)そのためには、主権者であり、納税者である住民・市民を「株主」と捉え、経営者である「市長」と、「市長」をチェックする「議会」は、主権者であり納税者には絶対に負担を課すことはできないし、しないという姿勢、むしろ「優待」するという姿勢を堅持することです。

(16)市原市は、主権者・納税者である住民・市民の税金を使って「事業」をするわけですから、「事業」を発展させることで、地産地消の地域循環型経済化をはかり、地域住民が安心して暮らせる市原をつくるということを貫くということになります。

つきましては、以下のとおり陳情します。

①市原市における「まちづくり・地域づくり」に「市原力・市民力」を有効に引き出すために、いわゆる「まちづくり条例」の制定を求める。

②地産地消の地域循環型経済地域づくりをすることで、「安心・安全の地域」として売り出し、「人口減少・少子高齢化・財政難」を解決できるようにする。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 44 号

2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 24 日

3. 提出者の住所氏名

4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会

5. 件 名 及 び 要 旨

市原市学校規模適正化基本方針を当面棚上げし、これをたたき台にして、子どもを含めた住民参加のもと、最低 1 年間、各支所地域における学習会・懇談会・議論・アンケートなどを住民主体で実施し合意形成をはかった上で決定することを求めることについて

方針づくりの経過において「市原力」に基づいた決定とは言えません。市原市学校規模適正化検討委員会は 6 回開催されましたが、教育委員会内部で決めた「方針」であり民主的とは言えません。実際に子どもを指導する現場の教師の意見を踏まえていません。教育される対象者である子どもの意見を踏まえていません。決定してから「概要説明」「方針説明」という経過は民主主義に反するものです。校長・園長合同会議(概要説明)(平成 29 年 10 月 3 日)校長・園長合同会議等にて方針説明各学校へ配布(平成 29 年 12 月 8 日)以降

パブリックコメントの参加者は極めて少ないものです。39件（9名）

かみ合った回答・応対になっていません。

「平成 29 年度第 2 回市原市学校規模適正化検討委員会議事録」において「回答が、この根本的なところを汲み取った上で、出来ているのかが疑問である」との意見が出されていますが、この委員の方に対する当局の「説明」もかみ合っていない。

「反対」は 1 名だから、「賛同を得た」というのはあまりに発想が乱暴と言わなければなりません。

そもそもパブリックコメントそのものが「一方通行」であり、見解の相違を交流して深めてより良い教育を創造しようという点では、極めて問題のあるやり方で、こうしたやり方は教育現場ではなじまないと言わざるを得ません。

「説明会」についても、開催場所に偏りがあります。

「市原市の教育方針」を決定するのですから、全市的視野で議論すべきです。極めて問題と言わざるを得ません。

「当該地域だ」というのであれば、参加者の少なさに問題があります。南総公民館（10 名）、三和コミュニティセンター（3 名）、八幡公民館（28 名）、五井公民館（21 名）

「五井地区では反対意見もあったが、おおむね賛成する意見が多かった」から「賛成」とはならないでしょう。この手法で進めて失敗したら、誰が責任を取るといえるのでしょうか。

「基本方針については、特に意見はない。地元に入ると様々な意見があるかと思うが、速やかに進めてほしい」という「声」そのものが矛盾しています。

「説明会開催の周知の仕方について検討いただきたい」という「声」のように、「市原力」を発揮するようになっていません。このような「声」は他にもありました。

「説明会」の運営方法に問題があります。

「説明」「質疑」で 1 時間 30 分しか設定されていないのです。

そもそも「説明会」であり、「懇談」「意見交流」「討論」の場になっていません。

「合意」形成のうえで「方針」を深めていこうという姿勢は感じられません。

教育施設と教育内容などについて、「教育の専門家」を招いて学習会を企画することもしていません。「市原市の教育」は、「検討委員会」の「専門家」だけではなく、他の教育学者などの専門的知見を参考にしながら、他地域の実践から学びながら、意見をかわしてまとめていくという点で、極めて問題です。

「加茂学園」の際には時間をかけて決定しているのです。

①「経過」は以下のように長い時間をかけている。平成 19 年 7 月市原市学校規模適正化検討委員会答申。平成 25 年 4 月加茂学園開校。②加茂学園の開校後の教育実践の諸事実と課題と教訓が反映されていません。特に「人口減少地域」における教育実践の教訓はどうなっているのか、討論にもなっていません。

「市原市学校規模適正化基本方針」は、他の分野との「整合性」のもとで議論なされてはじめて「未来へつなぐより良い教育環境」をつくることはできる。

(1)「本市では、児童生徒数が減少する中、より良い教育環境づくりを目指し、2007年に策定された「市原市における学校規模適正化の基本的考え方」に基づき、加茂地区、南総地区、市東地区の学校規模適正化を図ってまいりました。しかし、この間にも、更なる学校の小規模化が進行し」とありますが、2007年以降の「総括」がありません。この間の教育実践の「教訓」「課題」を踏まえた方針にしていく必要があります。

(2)「市原市人口ビジョンの現状値推計では、今後も本市の人口は減少傾向が続き、2040年には227,567人になると推計されています。0～14歳の人口は2040年には、2015年の約6割に減少すると推計されています」とありますが、「2026年に27万人の人口を維持することを目指します」（「市原市総合計画基本構想」）とありますが、どの地域にどのようにして人口増を図っていくのか、その「計画」と「方針」との「整合性」も具体的にないままの方針になっています。2007年以降の歴史を見ると、市原市の学校教育は「過密と過疎」の中で惨たんたるものになるのではないかと心配です。

(3)「本方針の具現化に向けては、児童生徒数の推計結果や推移を踏まえるとともに、市の公共資産マネジメントに基づく取り組み等との調整を図り、適正化の対象となる学校や地域、規模の維持・拡大を図るべき学校、スケジュール等の具体的な取組方法について、教育委員会において実行プランを策定する」とありますが、「都市計画マスタープラン・立地適正化計画」との「関係との区別と関連」もなく決定されています。しかし、実際に生活するのは子どもであり住民です。いわゆる「縦割り行政」の手法で進められている、この「方針」づくりでは、「平成8年3月に策定した市原市総合計画に基づき、施策を展開して」きて策定した「改訂市原市総合計画(平成17年度から27年度)」の中で明らかになってきた「人口減少・少子高齢化・財政難」問題を解決していくための「市原市学校規模適正化基本方針」にしなければなりません。そのためにも説明会にも出ていたような「危惧する声」を踏まえたものにする必要があります。

そもそも「教育とは何か」論が極めて弱い「方針」づくりと言えます。以下、パブリックコメントに提出した内容を再度掲載しておきます。

1 市原市における適正な学校規模について

(1)国の作成した「手引き」について

①「手引き」は、「各市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきとしています」とありますが、「市原市における適正な学校規模」は「学校統廃合の基準」と言えないでしょうか。②市街化地域の学校と農村部の学校は「地域の実情」が違います。「きめ細かな分析」が必要ではないでしょうか。その「分析」は行われたのでしょうか。③「学校統廃合」の「利点」は「教育費の削減」ということではないでしょうか。「適正な学校規模」の実現によって、人件費を含めて、どれだけの教育費を削減しようとしているのでしょうか。④そもそも「きめ細かな指導を行うため」という目標と「市原市における適正な学校規模」の中で述べられている数字の科学的根拠を示していただきたいと思います。⑤「ユネスコ文化統計年鑑1999」などによれば、「「小さな学校」「小さなクラス」は世界の流れ」と言えます。「初等教育の学校規模の国際比較」を見れば、日本は322人、アメリカは461人で、国際社会ではワースト2です。ちなみにフランスは、99人。ワースト3のオ

ーオトラリアは228人です。イタリアは140人。このことを踏まえると、小規模校が問題アリというのは、如何なものでしょうか。⑥「学級規模も日本の27.9はOECD平均21.2を大きく上回り、ワースト2」という結果が出ています。「情報の鎖国化」ではなく、海外に目を向けた教育条件整備の方策を造るべきです。それこそが「市原力」ではないでしょうか。⑦英語教育を充実させようとしている中であって、外国より水準の低い教育条件では恥ずかしいと思いますが、いかがでしょうか。

2 学校規模適正化の基本的考え方について

(1)「地域への愛着を持って社会の中で活躍できる」ためには「市内全体の児童・生徒数の減少が見込まれることから、学校の統合・集約化により適正化を図ることを原則とします」というのは、学校を統廃合＝廃校にするということになりませんか。もしも、そうであるならば、矛盾しています。また「統合・集約」は、実際には「集約化＝廃校」という意味で使われているとしたら、姑息です。

(2)「過大規模校について」も、「減少傾向が続くことから」として「学校規模適正化の対象としない」とありますが、これでは小規模校における問題点と大規模校における問題点を「中長期的に解消が見込まれることから」ということで放置することになります。日々学校で学び、子どもを送り出す納税者であり、主権者である市民に対して、これほど愚弄する問題はありません。いかがでしょうか。

(3)結局は、「財政難」を口実とした「学校規模適正化」ということになりませんか。

3 適正化の方策について

(1)「保護者や地域と十分に協議し、合意の上で進めることが重要」とありますが、この問題について、賛成者と反対者の意見を学習交流する場を設定することを要請します。この間の市政では、市の方策の方向に「誘導」するための情報提供しかなされていません。選択肢を公平に示す必要があります。民主主義の最低の原則ですから、お願いします。

(2)したがって、「5つの類型」ではなく、既存の学校をいかに充実させるか、その視点にたって、「過大校における少人数教育の充実」について、意見交換を行うこと、そして「小規模校」の、しかも「統廃合対象校」地域における人口増を踏まえた学校づくりの方策について意見交換を行う場を設けることを提案します。

4 学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策について

(1)加茂学園の充実について

①南いちはらの自然環境に恵まれた地域にねざした学校・教育づくりを目指す。

②市内全域・都会を中心とした全国各地から「留学生」を募集する。

③地域住民の家庭にホームステイをする、もしくは空き家を「寮」として活用する。

④四季折々の自然を資源・教材に、不登校生徒をはじめとした困難を抱えている子どもを自然の中で、少人数教育の中で育てる。

⑤圏央道を活用して市原の「里山」に移住を促し、併せて「里山教育」を「ウリ」にする。これは産業の復活再生に連動することになります。

⑥そのためにも全国各地の実践を集める。特に隠岐の実践は教訓的です。

(2)コミュニティースクールの推進について

①これについては、すでに「小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くこと

ができる」(学校教育法施行規則第 23 条の 3)がありますので、これを、「活かす」ためのあらゆる手立てをとる。すでに具体化しているところでもマンネリ化しているところもあるようです。

②「地域にねざした学校づくり」とはどのような学校か、保護者を含めた「地域再生復活」プロジェクトとリンクさせる。すなわち農林業復活再生からモノづくりを地域から掘り起こしていく課題と学校を存続させ、子どもが生き生きと学校に通って学力を向上させる活動と一体的に取り組むプロジェクトを推進する。

(3) 小規模学級特認校について

①小説「二十四の瞳」をモデルとした学校づくりに挑戦し、「自然の教育力」を使った少人数教育を市原教育の「ウリ」とする。

②他校の生徒との交流の場を教育として積極的に位置づけ、年間活動の中に教科活動、教科外活動として位置付ける。

③「市原版チェーンスクール」は大規模校・小規模校に、小中一貫校に限定せず、全ての小学校・中学校に位置づける。

④「部活動」については、児童・生徒・教職員の加重負担を改善するために地域の諸団体と連携することを基本に位置づけ、取り組みを具体化する。そのために市の補助支援制度を検討改善する。この場合も学校ごとに具体化し、一律には行わない。

(4) どの企画においても、学び・調べ・表現する活動として位置づけ、特に「子どもの意見表明」を育むために「子どもの権利条約」を活かす。

(5) 以上の取り組みについては、市民に公開し、現場の意見と市民の意見に基づく市原教育を定着させる。その基本には憲法・児童憲章・教育基本法・子どもの権利条約を据える。

つきましては、以下のとおり陳情します。

市原市学校規模適正化基本方針を当面棚上げし、これをたたき台にして、子どもを含めた住民参加のもと、最低 1 年間、各支所地域における学習会・懇談会・議論・アンケートなどを住民主体で実施し合意形成をはかった上で決定することを求めること。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 46 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 24 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

森林環境税(仮称)創設に関する意見書の採択を求めることについて

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、木材自給率の上昇、木質バイオマスのエネルギー利用やCLT等の新たな利用の進展など、森林・林業・木材関連産業には近年明るい兆しもみられている。

また、地球温暖化の進行や局地的な豪雨の頻発等を背景に、二酸化炭素の吸収・固定や国土の保全など、公益的機能を有する森林の働きに対しても国民の関心と期待がますます高まってきており、森林整備の推進が強く望まれている。

しかしながら、森林・林業・木材関連産業及び山村を取り巻く状況は、長期にわたる木材価格の低迷や林業の担い手不足などにより依然厳しく、我が国全体が人口減少社会に移行していく中で山村は特に危機的な状況にある。

森林は我が国で自給できる数少ない資源であり、全国にあまねく広がっている資源でもあることから、政府が進める地方創生の核となり得る資源である。

森林の公益的機能を確保しつつ、それを支える林業を成長産業化させることで地方創生を推進していくためにも、山村地域においては森林整備や担い手の育成を図ること。都市部においては木材需要の拡大を積極的に進めることなど、我が国全体で森林・林業・木材関連産業を支え、再生を図る必要がある。

そのためには、安定した財源を確保する中で、必要とする間伐等の実施やこれに関わる人材の育成・確保など、国の責任において諸施策が講じられるよう強く要望する。

つきましては、以下の事項について、国への意見書を採択されますよう陳情します。

- 1 地球温暖化防止森林吸収源対策の推進については、安定財源の確保に係る新たな仕組みとして検討されている「森林環境税(仮称)」の実現を図ること。(安定財源を確保すること)
- 2 林地の集約化、森林経営計画策定の促進及び、「森林環境税(仮称)」創設後の市町村における間伐等の実施に向け、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じること。
- 3 国有林野事業については、民有林支援及び国有林における公益重視の管理経営と地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、組織体制の拡充をはじめとする現場管理機能の強化・拡充等を図ること。